

府有建築物の耐震化の取り組みについて（概要）

(1)対象施設

(R2.3.31 現在)

特定建築物及び準特定建築物¹（4,831 棟）のうち、
現行の建築基準法と同等の耐震性能に満たない施設（270 棟）

(2)耐震化の目標

府有建築物 令和 2 年度までに 95%以上
うち災害時に重要な機能を果たす建築物 平成 30 年度までに 100%

(3)耐震化の進め方

- 府営住宅は、耐震改修や建替えの事業を最重点の取組みとし、「大阪府営住宅ストック総合活用計画」に基づき、引き続き積極的に耐震化を推進する。
- その他の一般建築物のうち、事業中及び計画策定中の建築物については、速やかに耐震化を完了させる。事業方針が未確定の建築物については、早期事業化に向け取組む。なお、「府有建築物耐震化事業計画」により個別の進捗管理を行い、早期耐震化完了をめざす。
- 災害時に重要な機能を果たす建築物は、平成 30 年度に耐震化完了。
- 府立学校は、平成 27 年度に耐震化完了。

(4)耐震化率

建物用途	総棟数	耐震性能区分 A	耐震性能区分 B、C、D	耐震化率 (%)
	(X)	(Y)	(Z)	(Y) / (X)
災害時に重要な機能を果たす建築物 (対象施設) 本庁舎、府民センター、警察施設、病院、保健所、避難所（府立学校等）等	369	369	0	100.0
府立学校（避難所を除く） (対象施設) 府立高校、府立支援学校	1,221	1,221	0	100.0
府営住宅 (対象施設) 高層住宅、中層住宅等・	3,059 (118,108戸)	2,802 (110,769戸)	257 (7,339戸)	91.6 (93.8)
その他の一般建築物 (対象施設) 府税事務所、福祉・青少年施設、公園施設、警察待機宿舎等	182	169	13	92.9
府有建築物全体	4,831	4,561	270	94.4

耐震性能区分 A：耐震性能を満たすもの

耐震性能区分 B、C、D（府営住宅のみ）：耐震性能を満たさないもの

※1 区分の詳細は「府有建築物の耐震性能と進捗状況」の各リンク先を参照してください。

※2 棟数は、建築物の新築・用途廃止・用途変更・建替・耐震改修等により、毎年変動します。

1 準特定建築物 特定建築物以外で、下記条件を満たす施設
災害時に重要な機能を果たす建築物：規模関係なく全て
府立学校：非木造 2 階以上又は 200 m²以上
府営住宅：住棟
その他の一般建築物：福祉施設や青少年施設等、特定建築物と準じると判断される建築物で、原則 2 階以上かつ 200 m²以上